

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第3条 補助事業者及び事業実施主体は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が市町村、市町村教育委員会、一部事務組合で、<u>当該補助事業の総事業費</u>から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</p> <p>第4条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力</p>	<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第3条 補助事業者及び事業実施主体は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が市町村、市町村教育委員会、一部事務組合で、<u>補助対象経費</u>から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</p> <p>第4条～第5条 (省略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力</p>

団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(8) 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(9) 県税及び県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(8) 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該財産の取得等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。

(9) 県税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条（省略）

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

第7条～第13条（省略）

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）～別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）

補助対象経費	<p>補助対象経費 賃金（金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とし、1人1日当たり7,000円以内とする。） 報償費（講師謝金に対する県補助金は、1人につき1日9,000円以内とする。） 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。） 需用費（食糧費及び賄い材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>（注）国又は県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。</p>
補助率	<p>定額（第2条第2号に掲げる事業で、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内）</p>

別表第1（第3条関係）～別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）

補助対象経費	<p>補助対象経費 賃金 報償費（講師謝金に対する県補助金は、1人につき1日9,000円以内とする。） 旅費（自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。） 需用費（食糧費及び賄い材料費を除く。） 役務費 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>（注）国又は県の他の事業（補助金を交付する他の事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。</p>
補助率	<p>定額（第2条第2号に掲げる事業で、事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内）</p>

補助金額の上限

(1) 第2条第1号に掲げる事業

対象児童又は生徒の数	補助金額の上限
50人未満	20万円以内
50人以上100人未満	40万円以内
100人以上200人未満	60万円以内
200人以上300人未満	80万円以内
300人以上	100万円以内

(2) 第2条第2号に掲げる事業
75万円以内

補助金額の上限

(1) 第2条第1号に掲げる事業

対象児童又は生徒の数	補助金額の上限
50人未満	20万円以内
50人以上100人未満	40万円以内
100人以上200人未満	60万円以内
200人以上300人未満	80万円以内
300人以上	100万円以内

(2) 第2条第2号に掲げる事業
75万円以内

別表第4（第4条関係）～別表第5（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県山の学習支援事業費補

別表第4（第4条関係）～別表第5（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県山の学習支援事業費補

印

助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：
内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙4）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：
内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

第1号様式
別紙1、別紙2 (省略)

第1号様式
別紙3

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名(自署の場合は押印不要)
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

第1号様式
別紙1、別紙2 (省略)

第1号様式
別紙3

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

印

第1号様式

別紙4

誓約書兼同意書

私は、高知県山の学習支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者 職・)氏名(自署の場合は押印不要)

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の
交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）
がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県
山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関
係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 関係書類

(1) 事業計画書（別紙1）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

印

高知県山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の
交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）
がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県
山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関
係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 関係書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(注) 変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。

(2) 収支予算書 (別紙2)

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第2号様式

別紙1、別紙2 (省略)

(注) 変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。

(2) 収支予算書 (別紙2)

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第2号様式

別紙1、別紙2 (省略)

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 別紙3（その1）及び別紙4は第2条第1号に掲げる事業について、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6は第2条第2号に掲げる事業について添えてください。

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名



高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 別紙3（その1）及び別紙4は第2条第1号に掲げる事業について、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6は第2条第2号に掲げる事業について添えてください。

第3号様式

別紙1～別紙5 (省略)

第3号様式

別紙1～別紙5 (省略)

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支
援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

印

高知県山の学習支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支
援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
(又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高 | % |
| 5 | 残額 | 円 |
| 6 | 執行計画 | |
| (1) | 1-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |
| (2) | 2-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |
| (3) | 3-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名



高知県山の学習支援事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定
(又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高 | % |
| 5 | 残額 | 円 |
| 6 | 執行計画 | |
| (1) | 1-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |
| (2) | 2-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |
| (3) | 3-四半期 (請求時期: 月) | |
| | 内容: | |
| | 金額: | 円 |

(4) 4 - 四半期 (請求時期: 月)

内容:

金額: 円

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号

(4) 4 - 四半期 (請求時期: 月)

内容:

金額: 円

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号